

宮田小学校のいじめ防止基本方針

江南市立宮田小学校

1 この方針の目的

この方針は、人権尊重の理念に基づき宮田小学校の全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目的として策定するものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

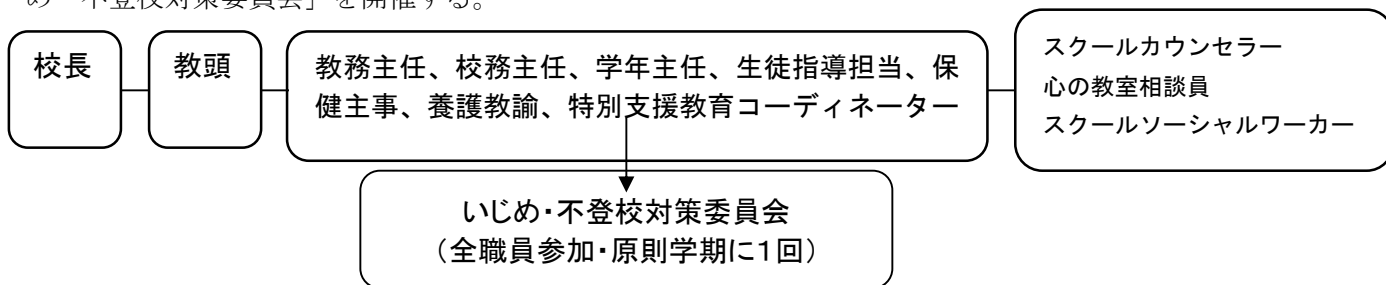
3 いじめ防止にむけての基本姿勢

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、起こりうるものであり、どの児童であっても、いじめの被害者にも加害者にもなりうる。いじめは、いじめられた児童の心身に対し、心理的または物理的な影響を与え、対象となっている児童に心身の苦痛を感じさせ、深刻な影響を及ぼす決して許してはならない行為である。

こうした基本的な考えを基に、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するためにいじめに対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。児童同士のトラブルと安易に考えるのではなく、そこにいじめの芽が生まれていないかをしっかりと精査していく姿勢を大切にす。

4 いじめの未然防止・いじめ問題への対応のための校内組織

- (1) いじめを把握した場合、当事者となった教員が一人で問題を抱え込むことのないよう、組織として対応することができるようにする。そのため、校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラーからなる、いじめの防止等の対策のための校内組織（いじめ問題対策会議）を設置する。
- (2) いじめの発生状況を全職員で情報共有するために、学期に1回を目途に全職員が参加する「いじめ・不登校対策委員会」を開催する。



5 いじめの未然防止、早期発見に関する具体的方策及びいじめに対する措置

(1) 未然防止

- 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく **学級づくり**を進める。
- 宮田小支援ボランティアの方々との体験的学習を中心とした交流を通して、**地域の人々との豊かな人間関係づくり**に努める。
- ペア読書、ペア遊びなど、**異学年交流を積極的、計画的に行う**ことで互いを思いやる気持ちを育てる。
- 4、5月始め、9月始め、年度末の3つの重点期間を定め、学活の時間を使って**グループアプローチの活動**を行う。学級の児童が簡単なゲーム等を通して、**仲間づくり**をしたり**仲間同士のコミュニケーション**を深めたりしていく機会とする。
- 前後期各一回**Q-Uアンケートを実施**し、一人一人の児童の心の状況や学級内での人間関係等について把握し、学級内の人間関係を計画的・継続的に改善していけるようにする。
- 養護教諭が「いのちの授業」の時間を全学年全学級を対象に年1時間以上実施し命の大切さを教える。

- 障がい者理解のための**人権教育・福祉教育の充実**を図る。(人権週間の取組・福祉実践教室)
- 児童がネットいじめの被害者・加害者とならないように**情報モラル教育を充実する**。
- 委員会活動や学級活動と行った児童が主体となる活動の中で、いじめを未然に防止する取組を行う。

(2) 早期発見

- **教師と児童との温かい人間関係づくり**や**保護者との信頼関係づくり**に努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- 児童同士のトラブルを仲裁するだけでなく、いじめの芽が潜んでいないか**丁寧に確認する**。
- 朝の会などで児童の様子を丁寧に**観察**し、気になる児童には積極的に**声をかける**。
- Q-Uアンケートの結果で孤立傾向がある児童については、より**丁寧な観察や声かけ**をする。
- 毎週金曜日の職員打ち合わせで、いじめや不登校、その他指導に配慮が必要な児童の情報を挙げて**全職員が情報を共有**できるようにする。(聞いてよタイム)
- 毎週木曜日の**一斉下校の時に、全職員が担当の通学班の状況を把握する**。
- 毎月、**通学班長会**を実施し各班の人間関係に問題がないか把握する。
- 毎学期**通学班集体会**を実施し、登下校の状況を反省し、班内の人間関係の改善に努める。
- 年2回、**教育相談週間**を設け、**事前アンケート**に基づいて**担任が学級の児童と個人面談**をすることで一人一人の児童の心の状況を把握し、いじめの早期発見に努める。
- **心の教室相談員、スクールカウンセラー、養護教諭と担任の連携**により、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

- いじめを発見したり通報を受けたりしたら、**早急に校長に報告**する。校長は「**いじめ対策会議**」を招集し、今後の**組織的な対応**についての具体的な手立てや役割分担を協議する。また**市教委へも連絡**する。
- 当該児童や関係者から**正確な事実**を聞き取り確認する。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実確認により判明した、いじめ事案に関する**情報を適切に提供**し、いじめを受けた児童とその**保護者に対する支援**や、いじめを行った児童の**保護者に対する助言**を行う。
- 加害児童には教育的配慮のもと、**適切に指導**を行う。
- 必要に応じて SC、SSW、心の教室相談員、警察署、江南市役所、児童相談センター等、**関連諸機関との連携**のもとで対応する。
- 全職員及び関係する保護者に正確な事実を伝え、いじめの解消に向けて**共通理解**の上で対処する。

6 重大事態への対応

学校が調査主体となる場合は以下に示す「**重大事態発生時の対応**」図にしたがって対応する。

7 学校の取組に対する検証・見直し

(1) PDCAサイクル

学校いじめ防止基本方針をはじめとする、いじめ防止の取組についてはP D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組となるようにする。

(2) 学校評価アンケート

いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会で、いじめに関する取組の検証を行い、検証結果に基づいてよりよい対策を講じることができるようしていく。

(3) いじめに関する校内研修の実施

- 全職員の「いじめ」対応の力量アップを目的として、現職教育で「いじめの早期発見」「ネットいじめ」など喫緊の課題を取り上げ、**いじめ防止に関する校内研修**を計画し実施する。
- 専門家を招いて、実施したQ-Uテストの結果分析をし、各学級担任がその学級の特徴を知り、アドバイスを受けて改善していくことでいじめ等の早期発見、早期対応につなげる。

重大事態発生時の対応(学校が調査主体の場合)

